

市消費生活センター

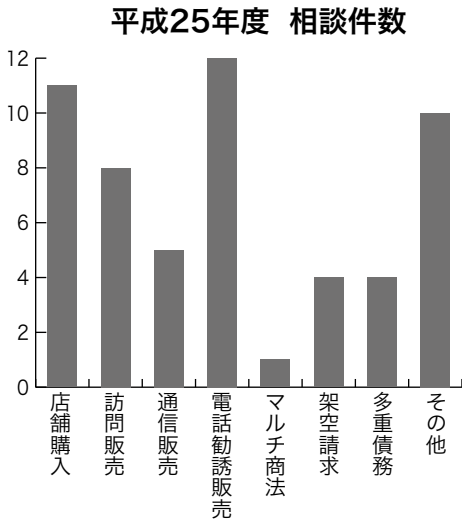
問い合わせ 市消費生活センター ☎0732336

平成25年度の相談状況

平成25年度の市消費生活センターの相談件数は55件で、平成24年度の72件(司法書士相談を含めると100件)に比べて減少しています。

相談内容別にみると、電話勧誘販売および店舗販売、訪問販売などが上位を占め、次いで、通信販売、多重債務、架空請求となっています。

悪質商法の手口として、注文していない健康食品を送りつけたり、警察や公的機関の職員を名乗って銀行やコンビニのATM(現金自動預け払い機)に誘導しお金を振り込ませるなど、高齢者をターゲットにした手口が増加傾向にあります。



消費生活センターキャラクター
正義の味方、ひっかからないカモ

次のような事例が寄せられています。お金を支払う前にご相談ください。

【事例1】架空請求

親戚の高齢の女性が、金融機関で大金を引き出していた。どうしたのか聞いたところ、公的機関を名乗る男性が突然自宅を訪ねてきて、「あなたは過去にいろいろな業者から寝具を購入しているため、今後とも勧誘が続く。訪問販売業者が来ないように手続きしてあげるので、その費用として150万円必要」と言われ、現金を下ろしてきたということだった。この後その男性が自宅にお金を取りに来るらしい。不審に思うがどうしたらよいか。

【事例2】劇場型詐欺

A社からカンボジアの農業用不動産の投資に関するパンフレットが届いた翌日、B社から、「パンフレットにあるようにA社がカンボジアの土地を坪15万円で販売している。購入

してくれたらうちの倍以上の価格で買い取る」という電話があった。怪しいと思うがどうしたらよいか。

【事例3】靈感商法

雑誌の広告を見て9千円の開運ブレスレットを購入した。後日その業者から電話があり、「名前を書いてこちらに送れば霊能者が運勢をみる」と言われた。試しに送ってみたところ、「先祖の供養をしたほうがよい。しないと親や子どもに災いが降りかかる」と言われ、洗脳されたようになって50万円振り込む必要がある。その後も祈とうが必要だと言われ、300万円振り込むように要求された。「誰かに言うとは、その人にも災いが起こるので話してはいけない」と言われているが、あまりに高額な請求におかしいのではなにかと思いはじめた。



市消費生活センターでは、啓発パンフレットを配布しています。必要な方はご連絡ください。

消費者シリーズ No.180 エステティックサービスの 強引な勧誘に注意

友人から「1,000円で脱毛エステを体験できる」と誘われ、店に出向くと、全身脱毛のコースを勧められた。考えたいと話したが、「今日中に申し込めばキャンペーン価格でお得」と言われ、仕方なく契約した。脱毛効果を高めるためとクリームも勧められ、合計で42万円となった。当日、2万円だけ現金で支払い、残りは36回払いのクレジットにした。信販契約書の年収を書く欄に150万円と記入したら「それでは審査を通らない。300万円と書いて」と指示された。収入が一定せず、支払いが厳しいので、クーリング・オフしたい。

【アドバイス】

(20歳代、女性)

契約金額が5万円を、契約期間が1カ月を超えるエステの契約は、契約書面を受け取ってから8日間以内はクーリング・オフできます。また、契約期間内であれば、一定の解約料を支払って、中途解約ができます。しかし、長期、高額な契約の場合、仕事などの理由で契約期間内に全てのサービスを受けられないことや、契約期間を過ぎても支払いが続くことがあります。契約期間を過ぎていけば中途解約できません。困ったときは消費生活センターへ。